

特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟

スポーツ仲裁規程

特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）は、本連盟の決定に対する競技者等との紛争に関する不服申立てにつき、以下のとおり定める。

（目的）

第1条 本規程は、本連盟と競技者等の間に生じた紛争について、迅速かつ適切に解決することを目的とする。

（定義）

第2条 本規程における「競技者等」の定義は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則第3条第2項によるものとする。

【スポーツ仲裁規則第3条第2項】

この規則において「競技者等」とは、スポーツ競技における選手、監督、コーチ、チームドクター、トレーナー、その他の競技支援要員及びそれらの者により構成されるチームをいう。チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。競技団体の評議員、理事、職員その他のスポーツ競技の運営に携わる者を除く。

（日本スポーツ仲裁機構へのスポーツ仲裁の申立て）

第3条 競技者等が次に定める本連盟の決定に不服がある場合、当該不服は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて解決するものとする。

- ① 知的障がい者陸上競技に関する決定（競技中になされる審判の判定を除く。）
- ② 規律規程に基づく処分決定

（規程の変更）

第4条 本規程の変更は、理事会の決議による。

附則

本規程は令和2年5月6日から施行する。